

平成 30 年 6 月 6 日

第 6 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 6 号

平成 30 年 第 6 回 定例会

日時：平成 30 年 6 月 6 日（水）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
委員長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 川 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	山 崎 克 己
教育総務課長	吉 田 雄 大
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教育指導課長	松 原 修
児童青少年課長	中 島 一 浩
教育センター所長	矢 島 孝 幸
真砂中央図書館長	川 崎 慎一郎

「書記」

庶務係長	木 内 実三男
庶務係主事	大 塚 功

平成30年

## 第6回教育委員会定例会

平成30年6月6日（水）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

### 第1 議事録の承認

議事録第5号（平成30年第5回定例会）

### 第2 報告事項

- (1) 平成29年度学校評価の報告について (資料第1号)
- (2) 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (資料第2号)
- (3) 音羽地域活動センター跡地における私立認可保育所及び（仮称）音羽育成室の整備・運営事業者の選定結果について (資料第3号)

### 第3 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。理事者は全員出席です。

本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

教育推進部長、お願いします。

○教育推進部長 本日も出席の田嶋幸三委員におかれましては、去る6月4日に開催されました区議会本会議におきまして、全会一致で教育委員任命の同意を得、教育委員に再任されたことをご報告申し上げます。

任期は平成30年6月23日から平成34年6月22日まででございます。

○南教育長 それでは、田嶋委員、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○田嶋委員 今回再任されたことを感謝申し上げます。そして緊張感を持って務めたいと思っております。

スポーツ、体育という自分の専門性を生かし、健康やスポーツに生涯取り組めるような文京区の子どもたちが生まれることに貢献できればと思っています。

そして、期間中に2020年の東京オリンピック・パラリンピックがございます。自分が小さいころに前回のオリンピックを経験して、本当にすばらしい経験ができ、それが今の自分をつくったと思っています。そういう意味でも多くの文京区の子どもたちが東京オリンピックを見て、差別やそういうものがない世界に貢献できるようになってもらえればと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

○南教育長 続きまして、議席の指定です。文京区教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、田嶋委員の再任後も、現在お座りいただいている席を委員の議席として定めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、坪井委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

### 議事録第5号（平成30年第5回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第5号（平成30年第5回定例会）のものがお手元にあるかと思えます。事前にご確認をいただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 第2 報告事項

### （1）平成29年度学校評価の報告について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項（1）「平成29年度学校評価の報告について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第1号によりまして、平成29年度学校評価の結果について、ご報告いたします。

学校評価は、法改正に基づき平成20年度より実施しているものです。平成21年4月文京区立学校関係者評価委員会設置要綱を定め、各学校に学校関係者評価委員会を組織して、学校関係者評価を実施しております。

このたび平成29年度の各学校の自己評価並びに関係者評価が学校評価報告として、各校・園長より提出されたことを受けまして、ご報告させていただきます。

おめくりいただいて2ページ、「平成29年度学校関係者評価項目（集計結果）」をご覧ください。平成25年度から学校の自己評価の客観性、妥当性をチェックすることを目的に、学校の自己評価の結果及び方法についての評価として、区共通5項目について集計し、その結果を一覧にしております。幼稚園・小・中学校ともに、肯定的な評価が多く、全ての項目で区平均がAという状況になってございます。

3ページに参ります。「平成29年度文京区立幼稚園・小中学校 学校評価 重点目標」をご覧ください。この資料はそれぞれの学校が評価項目として重点に上げている項目を延べ数で示したものでございます。延べ数ですので、小学校であれば、「豊かな心・人間性・感性の育成」は、20校中18校がその項目を上げております。以降、「健康・体力の保持増進」を重点としている学校が16校という形でございます。「学力向上」は全ての小・中学校が最上位の項目となり、おおむね平成28年

度と同じような状況になっております。幼稚園では、「安全・安心な園づくり」など、昨年度に比べて4つの項目が増加しております。

おめくりいただいて4ページ、「平成29年度保護者アンケート（区共通項目）集計結果」でございます。平成24年度まで学校関係者評価委員会が行ってございました区共通10項目を保護者アンケートに移し、継続、実施しております。質問項目11は、文京区基本構想実施計画の子育て支援の充実の成果指標となるため、幼稚園のみとなっております。

全体的に見て肯定的な評価が多くなっておりますが、昨年度と比べると、特にほとんどの項目で「とてもあてはまる」が増加しているのが特徴的です。「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を合わせた肯定的な評価では、幼・小・中共通として、項目1「教育活動に満足している」、項目2「園・学校が楽しいと感じている」、項目10「教職員のあいさつや対応」についてが高い評価となっております。

5ページから12ページまでは、校種ごとに肯定的な意見、改善に向けた意見という形で、それぞれ、抜粋ではございますが、参考として添付してございます。特徴的なところで幾つか触れさせていただきます。

まず5ページ、幼稚園の肯定的な意見でございます。2番目の「教員の専門性・指導力の向上」では、園内研修の充実が見られます。幼児の成長、園のよい教育活動が子どもたちの姿からわかるなど、専門性・指導力の向上への期待がうかがえます。

上から4番目「心と体の育成」の欄の6番目、「サッカー教室など地域力を活用しての取り組みがある」では、地域の交流、協力を生かし、オリンピック・パラリンピック教育の推進、運動意識の向上につながっているというご意見もいただいております。

おめくりいただいて6ページ、幼稚園の改善に向けた意見では、一番上の「家庭・地域との連携」の1番目、5番目では、さまざまな家庭環境や保護者の就労状況から、保護者同士のコミュニケーション、保護者の園への協力などが課題であるという声もいただいております。保護者、地域に対する園教育の理解、啓発活動の推進の必要性が上げられております。

7ページから、小学校の肯定的な意見でございます。一番上、「学力向上」の2番目、3番目では、授業がわかりやすいという子どもたちからの肯定的な結果を捉え、学校の校内研究や教師の授業研究、授業改善への取り組みが評価されております。一番下の「豊かな心・人間性・感性の育成」の1番目、5番目では、なかよし班、これは縦割り班ですが、異学年の交流が日常的に行われ、心豊かな人間関係が育まれているというお声をいただいております。

おめくりいただいて9ページから、小学校の改善に向けた意見になります。10ページの3番目、「開かれた学校づくり」では、3つとも学校の情報発信についてのご意見でございます。学校の情報発信については非常に関心が高く、タイムリーな情報提供、更新頻度や内容のわかりやすさ等について、ご意見をいただいております。

11ページは中学校への肯定的な意見でございます。「学力向上」の上から1番目、「授業が分かりやすい」の設問に対して、生徒の肯定的な数値が85%を超え、昨年に比べ、3.1ポイント上昇しております。また、2番目、5番目には、ユニバーサルデザインの視点での授業や学習ボランティアや学習支援ソフトを活用した学習教室など、各学校の特色ある取り組みが授業のわかりやすさ、確かな学力を身につけるための手だてとなっていることがうかがえます。

最後に、12ページ、中学校への改善に向けたご意見でございます。「学力向上」の3番目、4番目、放課後の計画的な補習、ステップアップ学習教室、検定学習の継続など、先ほどの肯定的な意見でご紹介したご意見とともに、各学校が学習に対してさまざまな人的な支援を行っているものについて、今後の継続や、より一層の充実が必要であるという視点でもご意見をいただいております。

平成29年度につきましては、園・学校ともに、肯定的なご意見を多くいただいておりますが、この学校評価報告を受けて、今後も学校支援に向けた手だてを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

○坪井委員 2点あります。

保護者アンケートの共通項目集計結果を見てみますと、幼稚園の場合は「とてもあてはまる」が一番高く、小学校になると半々ぐらいになって、中学校になると、その割合がグッと下がってくるという結果になっていますね。その辺は、保護者と教員との距離感の問題ということがあるんでしょうか。あるいは中学校での子ども指導の難しさを親も感じつつ、学校も難しいと感じているからなのかというあたり、どの辺に原因があるのかなというのが1つです。

目についたところで、申しわけないんですが、6ページの「家庭・地域との連携」の3つ目の項目です。「父親のみの参加の行事は、父親と限定することのよさもあるので、社会の変容と趣旨を兼ね合わせて検討していくとよいと思う」というご意見がありました。これは今でも父親参観のようなものが実際にあるのか。シングルマザーの家庭で、お父さんが来れない家庭についての配慮はどうなるのか。父親限定ということが果たしていいのかなのと、ちょっと疑問に思ったので、改善すべきこととしてどうお考えなのか、ご意見を伺いたいと思います。

**○教育指導課長** まず、1点目の保護者アンケートで、幼稚園・小学校・中学校について、少し数字の傾向が見られるということで、これはさまざまな要因が考えられるかなと思いますが、1つとして、保護者の方がこうしたアンケートを書くときに、子どもとのやりとりを自分の実感としてアンケートに反映するというのがあると思います。委員のご指摘のとおり、幼稚園の場合は、例えば送り迎えで実際に園の様子がわかったり、子どもも園の様子をたくさん話すということがあると思います。それが成長の段階で、子どもたちがだんだん話さなくなってきた、中学校に入ると、お子さんにもよるとは思います、学校で起きたことについて保護者にあまり話したがないということがあると思います。そうすると保護者としては、学校の様子が実感としてなかなかわかりにくいところがあり、こうしたアンケートに答えにくいというところも、1つ原因としてあるのではないかと考えられます。

2点目の父親の参加の行事については、そういった点も踏まえて、父親が参加できない家庭への配慮と、逆に父親が参加する行事のよさというところで、どういうふうに考えたらいいいのかというご意見と捉えております。父親参加の限定の行事があるかどうかは正確には把握してないところですが、父親も母親も参加している形で行事を行っているのではないかと思います。

**○清水委員** 学校関係者評価に関してです。おおむねかなり成績はよろしいんですが、4番目の「課題に対する改善策は適切である」ということに関して、幼稚園、小学校、中学校と徐々に点数が低くなっている傾向があります。これは例年こういった傾向なのかどうかということ。

もう1つは、このような傾向が出る理由、中学校のほうは改善しにくい理由が何かあるのか。その辺のところを教えてくださいたいんですが。

**○教育指導課長** 昨年度のこの集計結果を見ますと、中学校の4番目、2となっておりまして、やはりここに課題があったと考えられます。先ほどと同じで、いろいろな要因があると思いますが、例えばその1つとして、課題が、幼稚園で出てくる課題と、小学校で出てくる課題、中学校で出てくる課題といった場合に、やはり中学校で出てくる課題は、より難しさがあって、直ちには解決できない場合に、解決策は適切であるかどうかというところで、保護者としてはもう少しよい解決策があったのではないかという思いが起こりやすいのではないかと考えられます。

**○清水委員** その辺を重点項目として今後強化していかなければいけないと思います。

もう1つ、11 ページの「教職員の専門性・指導力の向上」、ここで効果的なアクティブラーニングということを言っています。その次のページ、「改善に向けた意見」で、やはりアクティブラーニングの重要性を言っていて、なおかつ教師の働き方が問題だろう、時間を与え、ゆとりを持っても



らうということですが、これをもっと具体的に、時間を与え、ゆとりを持ってもらうというのは実際可能なことなのかどうか。逆の方向に走っているような気がします。だから、こういうことが出ているのかもしれないんですが、その辺りの今後の方針を教えていただければと思います。

○教育指導課長 委員のご指摘のとおり、やはりよい授業をするためには、教員がしっかり準備する時間を確保して授業に向かうということが大切になるかと思えます。今、東京都あるいは文京区として取り組んでいるところでは、部活動のガイドラインを策定していく、あるいは働き方についてのガイドラインもこれから検討していくというところがございますので、どこまで実効策ができるのかという課題はありますが、教員がより授業に集中できるような環境をこれから整えていくところでございます。

○坪井委員 今の清水委員の質問に触発されてです。確かに教員の働き過ぎとか、教員のブラック企業並みの時間とか、休暇のなさというものが今さんざん報道されている。例えば、学校評価をするに当たって、教員の働き方について、学校が配慮して、どのような工夫をしているかとか、あるいは教員の負担を減らすために、部活を校外の人にやっていただくとかいろいろあるようですが、そういう取り組みをしているかという視点からの評価はお考えいただけないのでしょうか。

○教育指導課長 そういったあたりは今後の課題と受けとめさせていただきますが、今回いただいたこの評価の中にも、保護者の中から教員が働き過ぎであるというご意見をたくさんいただいておりますので、今後の学校評価のあり方に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○南教育長 そのほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

## (2) 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○南教育長 報告事項(2)「文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてです。説明をお願いします。

○児童青少年課長 それでは、資料第2号をご覧ください。文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、改正の理由です。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、平成26年厚生労働省令第63号の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、2の(1)放課後児童支援員の資格規定を明確にするため、区条例

第10条第3項第4号中、「教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に変更することになります。こちらの趣旨といたしましては、従来は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校の教員となり得る者につきまして、明記されていましたが、今回、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と変更することによりまして、実際は、変更前も変更後も変わっていないんですが、例えば特別支援学校の教員免許だけを持っている方あるいは養護教諭の免許を持っている方、教員免許を取得したにもかかわらず更新をされていなかった方、こういった方たちも今回の育成事業の基準の中の対象となり得ますよということを明確にしたというところが、この改正の趣旨でございます。

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るためということで、同じく区条例第10号第3項第5号中、「卒業した者」の下に、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)」ということを追加したものでございます。こちらにつきましては、新たに始まります専門職大学の規定を今回加えたという形になります。専門職大学につきましては、基本的には4年制の大学ということですが、課程を前期、後期と分けることができ、前期課程において必要な学科を修了した方につきましては、今回その対象となり得ますよといった趣旨の改正でございます。

さらに(3)の後半です。新たに区条例第10条第3項第10号規定に「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの」を追加するといった形になります。こちらにつきましては、放課後健全育成事業で、高校を卒業した方につきましては、2年間この事業に従事したことによって、健全育成事業の指導員となり得る研修を受ける資格があるんですけども、中学校を卒業した方につきましては、その道が開かれておりませんでしたので、今回は中学校を卒業した方も5年間の経験があれば、そういった研修を受けて指導員となり得ますよといった趣旨の改正となります。

実施の予定日につきましては、公布の日から施行することになります。第10条第3項第5号は専門職大学の規定になりますが、こちらにつきましては、平成31年4月1日からの施行となります。

なお、新旧対照表につきましては、別紙のとおりとなっております。

報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 今回、資格要件の拡大を図るためにということでの改正ということですが、具体的に、中学校卒業後5年ということで文京区では何人ぐらいふえることになるんでしょうか。

○**児童青少年課長** 実際、文京区のほうで調査をさせていただいたところ、当然、区営の直営はありません。また、民間の方も、文京区に限って言えば、中学校を卒業して今従事している方はいらっしゃいないということです。ただ、このタイミングで改正をしないと、今後、民間事業でやっている方でそういう方々を指導員としたいというときに道が開けなくなるということがございますので、このタイミングでの改正ということになります。

○**小川委員** このたび資格を大幅に拡大しているかと思いますが、現状、どのくらい支援員の方が足りていないのか教えてください。

○**児童青少年課長** こちらの支援員につきましては、1事業所にお2人を基本的に配置するという形になってございます。東京、特に文京区に関しては、そこで足りていないということはありません。ただ、今回の資格要件の拡大につきましては、地方のほうからそういうご意見が出ているということを伺ってございます。文京区内で人が足りてないとか、そういったことはございません。

○**坪井委員** 児童指導員の資格で5年以上従事した者ということですが、これは児童支援員としてではなくて、例えばパートタイムとしての従事とか、そういう意味でしょうか。

○**児童青少年課長** こちらにつきましては、まさに坪井委員おっしゃるとおりで、補助とか非常勤という形で育成室に従事している方の夏休みの単発的なものではなくて、継続をして5年以上従事した者という形になります。

○**南教育長** そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

### (3) 音羽地域活動センター跡地における私立認可保育所及び（仮称）音羽育成室の整備・運営事業者の選定結果について

○**南教育長** 報告事項(3)「音羽地域活動センター跡地における私立認可保育所及び（仮称）音羽育成室の整備・運営事業者の選定結果について」です。説明をお願いいたします。

○**児童青少年課長** 続きまして、資料第3号をご覧ください。音羽地域活動センター跡地における私立認可保育所及び（仮称）音羽育成室の整備・運営事業者の選定結果について、ご報告申し上げます。

こちらにつきましては、音羽地域活動センター跡地における私立の認可保育所、公立の育成室の整備及び私立認可保育所の運営事業者並びに（仮称）音羽育成室運営業務委託事業者を公募した結果、次のとおり選定をいたしました。

公募の概要につきましては、育成室のみご報告させていただきたいと思えます。(2)(仮称)音羽育成室運營業務委託になります。育成室の定員につきましては、おおむね40名とさせていただいております。

事業者の募集期間につきましては、平成29年12月11日(月曜日)から平成30年1月12日(金曜日)までとなっております。こちらにつきましては、結果、3社の応募がありました。

次ページの(2)(仮称)音羽育成室運營業務委託の選定結果といたしましては、今回、選定委員会を2回開催させていただきまして、委員による審査を行いました。選定事業者につきましては、株式会社テnderラビングケアサービス、中央区銀座三丁目の事業者と決定いたしました。

経過及び今後のスケジュールにつきましては、29年11月1日に住民説明会をやらせていただきました。30年3月8日、同じく住民説明会、30年5月に都の児童福祉審議会、こちらについては保育園のほうになりますが、にかけさせていただき、計画を承認いただいたという形になります。実際の工事につきましては、平成30年7月から始めて31年1月までとなっております。また、平成31年1月から3月まで育成室の開設準備等実施いたしまして、平成31年3月に都の児福審のほうで最終的に保育園の認可があり、4月から開設といった運びになってございます。

報告は以上です。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 認可の民間の育成室がどんどんふえていくんだろうと思えます。先ほどあった支援員さんの資格についてもそうですし、いろんな方が始められる。人がふえていくということで、子どもたちにどういう形で接するかとか、子どもの人権への配慮、時には怖いことですが、子どもに対する犯罪行為をしたいという人が指導員になってしまっているような事案も報道されています。そういう意味で、支援員の子どもたちに対する接し方について、区が認可をした保育所も含めた施設に対してどういう形で入って監督をされるのでしょうか。あるいは研修体制とかそうしたものが、認可要件になるのか、そういったことも含めてどういう形で入っていらっしゃるのでしょうか。

○児童青少年課長 まず、指導監督というところでは、区のOBの方、育成室や児童館で長くやっていただいた方たちに巡回指導という形で、区立も含めてかなり頻繁に入っていて、巡回指導してございます。また、研修につきましても、区立あるいは民間の事業者のほうでさまざまな研修メニューを自分たちでつくって、研究と情報交換をしてございます。また、都や区も、研修内容につきましてはの情報共有をできるだけさせていただいて、東京都の研修については、民間の事業者

もそこへ行って参加をするというところもございますので、そういった形で、開設したらあとは民間でということではなく、区立と一緒に歩いていくという形で対応させていただきます。

○小川委員　こちらは私立で委託している育成室になるかと思います。文京区の中で認めて委託してということになると、先ほど拡張した支援員とかが該当するのかわからないのか。

区として委託したものじゃない民間の育成室みたいなものも、文京区の中にはあるかと思います。先ほど巡回して何とかという話もありましたが、民間のほうまで連携があるのかどうかを教えてください。

○児童青少年課長　我々が巡回指導しているのは区立で、なおかつ民間に委託した方も含めてという形になってございます。確かに区内につきましては、都型の育成室、児童館がありますけれども、こちらにつきましても、例えば、ある会社が都型をやっていますが、その会社については、区の育成室等受託しており、そこを経由して同じ事業者で情報共有してございますので、そういった形であれば、一定情報の流れはできているのかなという形になります。

また、今回の資格の拡大が新たに委託するところに影響があるかというご質問ですが、こちらにつきましても、事業所に確認したところ、今のところ、そういったところはございませんという形になっておりますので、特に中学校卒業した形で業務をするとか、そういう形の方はいらっしゃいないという話を聞いております。

○南教育長　そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、以上で用意した案件は全てでございます。

### 第3 その他の事項

○南教育長　そのほか、特に何かございませんか。

ございませんでしたら、第6回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 33)

平成 30 年 6 月 6 日

議事録署名人

教育長

委員